

令和2年1月22日

財政福祉委員会

委員 岡田 ゆき子 様

健康福祉局生活福祉部

医療福祉課

愛知県後期高齢者医療広域連合の保険料改定

愛知県後期高齢者医療広域連合において、令和2・3年度の後期高齢者医療の保険料改定（案）が決定され、議案説明会が開催されましたので、その内容をお知らせします。

1 保険料改定（案）

	30・31年度	2・3年度	差
一人当たり保険料額	83,781円	92,191円	8,410円 (10.04%増)
均等割額	45,379円	48,765円	—
所得割率	8.76%	9.64%	—
保険料賦課限度額	62万円	64万円	—

※ 前回改定（平成28・29年度→平成30・31年度）は△1,806円（2.11%減）

2 保険料の上昇抑制の実施

今回の保険料改定にあたっては、一人当たり医療給付費の増加等により、過去最大の上昇が見込まれたため、下記の財源を活用することで上昇の抑制が図られています。

- ① 広域連合の医療給付費剰余金の充当
- ② 県財政安定化基金の活用

3 スケジュール

- 1月22日 愛知県広域連合において定例会の議案説明会を開催
- 2月 7日 愛知県広域連合議会定例会に条例改正案を提出

手続的・補助事業の単独化、一体へのまとめ、補助が決定したら、